

「仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等委託業務」及び
「仁淀川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援委託業務」
公募型プロポーザル実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、「仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務」及び「仁淀川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務」を委託する業者の選定について、必要な事項を定める。

（審査委員会）

第2条 プロポーザルによる業者の選定を厳正かつ公正に行うため、「仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等委託業務」及び「仁淀川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員で組織し、委員長は仁淀川町副町長とする。委員は町長が指名したものとする。

（プロポーザル参加業者の選定）

第3条 プロポーザル参加業者は、町ホームページで公募し、「仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等委託業務」及び「仁淀川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援委託業務」企画提案書作成要領に規定する資格要件を満たす者より選考し、町長の決裁を経て決定する。

（業者の選定）

第4条 審査委員会は、プロポーザル参加業者からの業務提案書、見積書を審査・評価する。また、業者を選定し、町長に報告する。

2 前項により選定された業者は、町長の決裁を経て決定する。

3 町長は、選定結果をプロポーザル参加業者に通知するとともに、選定業者に「仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等委託業務」及び「仁淀川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援委託業務」を委託することができる。

4 前項の選定業者と7日以内に協議が調わない場合は、次点の業者を選定業者とし「仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等委託業務」及び「仁淀川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援委託業務」を委託することができる。

(評価基準)

第5条 評価基準は、次の各号に掲げる項目とし、様式は別に定める。

評価項目	評価基準
1. 提案内容	〈課題分析等〉 ・本町の地域課題を把握するために適切な課題分析・手法が提案されているか。 〈施策反映〉 ・高齢者の実態調査の分析結果を、仁淀川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に、適切に反映できる提案とされているか。 〈国等の動向把握〉 ・国・県などの最新の動向を的確に捉え、計画への反映方法が適切に示されているか。
2. 業務遂行	・作業スケジュールに無理がなく、本業務の目的と内容に沿った実施可能な提案となっているか。 ・主担当者は、本業務に必要な知識や業務執行能力を有し、本業務に生かすことが期待できるか。
3. 業務実績	・事業者の同種業務及び類似業務における実績があるか。
4. 見積金額	・委託限度額以内であるか。妥当な提案価格か。

**仁淀川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画
策定支援業務公募型プロポーザル書類審査
採点表**

	評 価 基 準	秀	優	良	可
提案内容	〈課題分析等〉 ・本町の地域課題を把握するために適切な課題分析・手法が提案されているか。	15	10	6	2
	〈施策反映〉 ・高齢者の実態把握の分析結果を、仁淀川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に、適切に反映できる提案とされているか。	15	10	6	2
	〈国等の動向把握〉 ・国・県などの最新の動向を的確に捉え、計画への反映方法が適切に示されているか。	15	10	6	2
業務遂行	・作業スケジュールに無理がなく、本業務の目的と内容に沿った実施可能な提案となっているか。	15	10	6	2
	・主担当者は、本業務に必要な知識や業務執行能力を有し、本業務に生かすことが期待できるか。	10	6	4	1
業務実績	実績についてはどうか	10	6	4	1
見積金額	見積金額は安価かつ適当か	20	13	8	3
合 計		点			

